

平成 29 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 29 年 5 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	中村三千人君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	君
9 番	本田実君	10 番	君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

8 番	井島安一君	10 番	小堀田幸一君
-----	-------	------	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	山並正	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史	主査	柿塚一
主査	大林喜光		

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 29 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 30 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	議第 31 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第 8	議第 32 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について
日程第 9	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 5 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。先日行われました、農業委員と農地利用最適化推進委員の研修会は大変お疲れ様でした。今後も、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、農地の集約化、集積化に努めていただきたいと思います。それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、8 番、井島委員から欠席の届出が出ております。10 番、小堀田委員からは連絡はなく、まだ来られていませんが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、11 番、嶋田委員、12 番、富崎委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。魚貫町の譲受人は魚貫町の譲渡人より、二浦町の田 636 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した姫の河内ダムから北西へ約 200m、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜及び水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。五和町の譲受人は熊本市中央区の譲渡人より、五和町の畑 1,668 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北西へ約 1.5km と南東へ約 700m、青色で着色した国道 324 号線の西側と東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の田 896 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所新合出張所から西へ約 400m、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜及び水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 27 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に

ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は有明町の個人で有明町の畑3,173㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦和小学校から西へ約400m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、高齢になったことと周囲が山林化しており管理が困難になったため、クヌギを植林し山林として利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に植林しているため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は有明町の個人で有明町の畑274㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦和小学校から北西へ約700m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、事業の打ち合わせ等に使用する駐車場を確保する必要があるため、7台分の駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に一部整地しているため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。この案件は、先月の総会にて通路の必要性に関する調査のため保留になったものです。概要は繰り返しのようになりますが、説明させていただきます。転用者は栖本町の個人で栖本町の畑 91 m²を道路にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本病院から北東へ約 100m、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第 1 種農地です。第 1 種農地は、原則許可できませんが、集落に接続するため例外規定が適用され許可することが可能です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、周囲が宅地化しており、需要が見込めるため通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。もう一度スクリーンをご覧ください。申請地周辺について調査した結果ですが、昭和 47 年の上天草大水害の前は、深田であったようですが、大水害後は復旧作業の土砂により埋め立てられ、申請地を含む北側を住宅地等の非農用地、南側を農用地としてほ場整備してあるようです。また、申請地の西側の農地は申請者の農地であり、東側の農地は兵庫県の方を含む 4 名の名義の土地になっております。元々住宅用地の非農用地として現在の通路の形で区画してあり、近年、周囲も住宅が沢山建っていることから、通路として需要が見込めるとみております。隣接農地の所有者から同意書もとってあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑 350 m²を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所宮野河内出張所から南へ約 900m、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、借家で手狭なため、住宅を 1 棟、3 台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農

地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は本町の宗教法人で、本町の畑64㎡を寄付により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から東へ約100m、青色で着色した県道本渡芥北線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、近年、天草八十八ヶ所霊場巡りの車が増えており、特にマイクロバスの利用が増えているが駐車場がないため、3台分の駐車場として整備し、利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。転用者は天草市で、五和町の畑713㎡を寄付により取得して、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北へ約500m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地で

す。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、指定文化財の駐車場として需要が見込まれるため、31台分の駐車場として整備し、利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第29号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第29号について説明します。資料②の4ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が50件、再設定の計画が8件、合計で58件、総面積は167,006㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の26ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定58件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第30号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第30号について説明します。資料②の27ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡町4件、楠浦町1件、亀場町1件、五和町1件、筆数は全体で14筆、面積は合計で14,010㎡となっております。現地確認を実施し、28ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に

該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番から5番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が4番周辺の現地の写真になります。1番、2番、3番、5番周辺の現地の写真です。次が6番から11番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真になります。12番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。13番、14番の申請地周辺の地図です。次が13番の航空写真です。次が14番の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第31号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の29ページをお開きください。1番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑2,145㎡を植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから南東へ約500m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が困難であるため植林し、山林とする計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑2,068㎡のうち950㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地

は赤色着色部分です。黄色で着色した道の駅ありあけから南西へ約1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地の近くにある自動車会社の駐車場として需要が見込めるため、34台分の駐車場として転用する計画です。除外後の農地区分は、土地改良事業等の施工にかかる区域内にある第1種農地になります。第1種農地は、原則許可できませんが、集落に接続するものに該当するため農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田1,954㎡のうち131.55㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本総合グラウンドから東へ約900m、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、実家の隣接地に家を建てたいため、住宅1棟を建築する計画です。除外後の農地区分は、土地改良事業等の施工にかかる区域内にある第1種農地になります。第1種農地は、原則許可できませんが、集落に接続するものに該当するため農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑330㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部

分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから北東へ約 700m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し、また、手狭になったため、住宅を 1 棟、3 台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5 番について説明します。転用者は佐伊津町の法人で、五和町の畑 2,317 ㎡を資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から東へ約 600m、青色で着色した県道天草空港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者は鉄鋼業を営んでおり、受注量の増加に伴い資材の置き場所が不足しているため、資材置場として整備し利用する計画です。除外後の農地区分は、土地改良事業等の施工にかかる区域内にある第 1 種農地になります。第 1 種農地は、原則許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、議第 32 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 農用地区域への編入申請について、2 件ありますが、一括して説

明させていただきます。資料②の30ページをご覧ください。1番の申請者は天草市で、有明町上津浦字大田原の7筆になります。スクリーンをご覧ください。緑色に着色されたところが申請地です。経営体育成型の農業競争力強化基盤整備事業に加入し農地を保全するため、農用地区域へ編入するものです。続きまして、2番の説明をします。申請者は天草市です。栖本町湯船原及び河内の15筆になります。スクリーンをご覧ください。緑色に着色されたところが申請地です。3工区あります。中山間地域型の農業競争力強化基盤整備事業に加入し農地を保全するため、農用地区域へ編入するものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第9、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の31ページに記載しております。農地利用・形状変更届、第4条の許可不要転用届、第5条の許可不要転用届は、ございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成29年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

午後3時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 嶋田浩二

署名委員 富崎ますみ

